

高山市税条例の一部を改正する条例の概要について

1. 市民税関係

(1) 扶養親族申告書記載事項の電子提供に係る取扱いの見直し

給与支払者、公的年金等支払者が、次の要件を満たす場合には、給与所得者、公的年金等受給者は各支払者に対し、扶養親族申告書の提出に代えて、申告書記載事項を電子提供することができるものとする。

- ・電子提供を適正に受けることができる措置を講じていること。
- ・電子提供した者を特定するために必要な措置を講じていること。
- ・提供を受けた記載事項をパソコン等の画面への表示、及び書面へ出力するための必要な措置を講じていること。

[第29条の2、第29条の3]

(2) 退職所得申告書の提出の電子化

退職手当等の支払者が(1)と同様の要件を満たす場合には、退職手当等の支払いを受ける者は、支払者に対し退職所得申告書の提出に代えて、申告書記載事項を電子提供することができるものとする。

[第59条の9]

(3) 住宅ローン控除の特例措置の延長

- ・所得税において、住宅を取得し令和元年10月1日から令和2年12月31日までに居住を開始した場合に、控除期間10年間を13年間とする特例措置を、令和4年12月31日までに居住を開始した場合まで、2年延長する。
- ・当該控除期間において、所得税額から控除しきれない額について、個人市民税額から控除する。

[付則第37条]

2. 固定資産税関係

(1) 固定資産税(土地)の負担調整措置等の継続及び税額据置き措置

①負担調整措置等の継続

- ・宅地等及び農地に対する負担調整措置を現行のとおり継続する。
- ・評価額の据置年度において、価格の下落修正を行う措置を現行のとおり継続する。

②税額据置き措置

負担調整措置等により令和3年度の税額が令和2年度の税額を上回る宅地等及び農地については、令和3年度の税額を令和2年度の税額と同額とする。

※都市計画税も同様

[付則第15条、付則第15条の2、付則第16条、付則第17条、付則第17条の3、付則第19条、付則第22条、付則第23条、付則第25条の3]

(2) わがまち特例に係る特例措置の見直し

生産性向上特別措置法に規定する先端設備等に対する課税標準額の特例を廃止する。

※生産性向上特別措置法は廃止し、先端設備等導入計画に関する規定は中小企業等経営強化法に再編予定。再編後の中小企業等経営強化法に基づく先端設備等に対する特例は同法の改正を踏まえ別途改正。

[付則第15条の3]

3. 軽自動車税関係

(1) 環境性能割の税率区分の見直し

- ・新たな2030年度燃費基準のもとで税率区分を見直す。
- ・2030年度燃費基準で燃費を算定していないガソリン軽乗用車については、2020年度燃費基準による税率区分を設ける。

自家用・営業用乗用車

【改正前】令和元・2年度

区 分		税率等
電気自動車・天然ガス自動車		非課税 (非課税)
ガソリン車	ア 2020年度燃費基準 +10%達成	
	イ 2020年度燃費基準 達成	
	ウ 2015年度燃費基準 +10%達成	2% (1%)
上記以外		2% (2%)

【改正後】令和3・4年度

区 分		税率等
電気自動車・天然ガス自動車		非課税 (非課税)
ガソリン車	ア 2030年度燃費基準 75%達成	
	☆ 2020年度燃費基準 +9%達成	1% (0.5%)
	イ 2030年度燃費基準 60%達成	
	☆ 2020年度燃費基準 87%達成	2% (1%)
	ウ 2030年度燃費基準 55%達成	
☆ 2020年度燃費基準 80%達成	2% (2%)	
上記以外		

☆欄は、2020年度基準燃費算定車の燃費基準

注：表中の税率等欄の税率の下段（ ）は営業用乗用車の税率

上段の自家用乗用車の税率は、(2)の臨時的軽減（1%軽減）前の税率

[第93条の5、付則第29条の3]

(2) 環境性能割の臨時的軽減の延長

環境性能割の税率を1%軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。

[付則第29条の3]

(3) 種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し

新たな2030年度燃費基準のもとで軽減率区分を見直したうえで、適用期限を2年延長する。

営業用乗用車

【改正前】令和2・3年度課税

区 分	軽減率
ア電気自動車・天然ガス車	75%
イ 2020年度燃費基準 +30%達成	50%
ウ 2020年度燃費基準 +10%達成	25%

【改正後】令和4・5年度課税

区 分	軽減率
ア電気自動車・天然ガス車	75%
イ 2030年度燃費基準 90%達成	50%
ウ 2030年度燃費基準 70%達成	25%

注：イ・ウは、ガソリン車に限る。

自家用・営業用貨物車

【改正前】令和2・3年度課税

区 分	軽減率
ア電気自動車・天然ガス車	75%
イ 2015年度燃費基準 +35%達成	50%
ウ 2015年度燃費基準 +15%達成	25%

注：イ・ウは、ガソリン車に限る。

【改正後】令和4・5年度課税

区 分	軽減率
ア電気自動車・天然ガス車	75%
イ 2015年度燃費基準 +35%達成	軽減なし
ウ 2015年度燃費基準 +15%達成	軽減なし



※自家用乗用車は、電気自動車・天然ガス車に限り、75%の軽減率を適用する。(令和4・5年度課税分) (改正済)

[付則第29条]